

1 年 保 存

機 密 性 1

平成 28 年 4 月 1 日 から 平成 29 年 3 月 31 日 まで

基 発 0329 第 9 号

平成 28 年 3 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 28 年度「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業の実施について

「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においては、若者の「使い捨て」が疑われる企業等について、その存在と対応の必要性が指摘されているほか、「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、「働き過ぎ防止のための取組強化」が引き続き盛り込まれたところである。

これらを踏まえ、平成 28 年度も引き続き、平日夜間及び土日に労働基準法等に関する相談を受け付ける無料電話相談「労働条件相談ほっとライン」を実施することとしたので了知されたい。

なお、平成 28 年度の実施については、下記のとおりであるので、本事業が効果的なものとなるよう、必要な協力、援助等を行われたい。

記

1 本事業の実施

本事業は、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「受託者」という。）に委託し、引き続き名称を「労働条件相談ほっとライン」として行うこと。

2 実施期間等

実施期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで（平成 28 年 12 月 29 日から平成 29 年 1 月 3 日までの期間及び法令設備点検等の時間帯を除く。）であること。

また、相談受付時間は、以下のとおりであること。

① 月・火・木・金曜日（祝日含む。）

午後 5 時から午後 10 時まで

② 土・日曜日

午前10時から午後5時まで

3 行政の協力、援助等

本事業が適切かつ効果的に運営されるよう、別途受託者から送付する周知用ポスター、パンフレット及びリーフレットを活用し、必要な周知広報等を行うよう配慮すること。

また、受託者から都道府県労働局に対して、相談に関する情報が提供された場合には、的確に対応すること。